



2025年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎
(コード番号 6135 東証プライム)
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL 046-284-1439)

**ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けの撤回、
新株予約権無償割当ての中止及び今後の見通しに関するお知らせ**

2025年4月3日付け「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、ニデック株式会社（以下「ニデック」といいます。）が、同月4日に当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しておりましたが、本日、ニデックより、本公開買付けについて公開買付撤回公告がなされると共に公開買付撤回届出書が提出され、当該公告時点をもって本公開買付けは撤回されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本公開買付けに関し、2025年3月19日付けで「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け（予告）につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、2025年4月10日付けで、本公開買付けに対する本対応方針に基づく対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）の発動として、第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を株主の皆様は無償で割り当てること（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）を決議しておりましたが²、ニデックが本公開買付けを撤回したことを受けて、本日、当社特別委員会の答申を踏まえ、下記のとおり、本対抗措置の発動（本新株予約権無償割当て）を中止し、

¹ 2025年3月19日付け当社プレスリリース「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け（予告）につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする、当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ」ご参照。

² 2025年4月10日付け当社プレスリリース「買収への対応方針（時間確保措置）に基づく新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、株主意思確認を第86回定時株主総会において行うことのお知らせ」ご参照。

併せて、本対応方針を廃止することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 無償割当てを中止する本新株予約権の内容

無償割当てを中止する本新株予約権の内容は、2025年4月10日付け「買収への対応方針（時間確保措置）に基づく新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、株主意思確認を第86回定時株主総会において行うことのお知らせ」（以下「対抗措置発動プレス」といいます。）の「2 本新株予約権の無償割当ての内容」に記載のとおりです。

2. 本対抗措置の発動の中止及び本対応方針の廃止の理由等

対抗措置発動プレスにおいて公表していたとおり、当社は、本新株予約権無償割当ての効力が発生するまでにニデックが本公開買付けを撤回した場合（但し、ニデックが本公開買付けを本年5月8日以前に撤回した場合には、本公開買付けを本年5月8日までに再開しなかった場合に限る。）には、当社特別委員会の答申を最大限尊重した上で、本新株予約権無償割当てを中止することを、当初より予定しておりました。ニデックが、本日、本公開買付けを撤回したことにより、上記所定の場合に該当することとなりましたので、当社は、対抗措置発動プレスの記載に従い、特別委員会の答申を踏まえて、本対抗措置の発動を中止することを決議いたしました。

また、本対応方針は、当社の株主の皆様及び当社が、ニデックによる本公開買付けに係る提案（以下「本提案」といいます。）及び本提案と競合する第三者による当社の買収提案（以下「競合提案」といいます。）を比較・検討した上で、本提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保することのみを目的としていたところ、本公開買付けが撤回されたことにより、本対応方針を維持する必要性がなくなったと判断したことから、当社特別委員会の答申を踏まえて、本対応方針の廃止を決議するに至りました。

なお、念のため付言いたしますと、ニデックは、2025年5月8日付けプレスリリース「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの撤回に関するお知らせ」において、上記撤回の理由につき、本「新株予約権無償割当てが実施された場合、当社に損害を生じさせるおそれがあり、本公開買付けを維持することは著しく経済合理性を欠くことになりかねない」と述べていますが、同月7日付けで東京地裁が下した、本新株予約権無償割当ての差止め仮処分の申立て却下決定において、「本件無償割当てに伴う希釈化等の本来的効果は、株主総会の決議があつて初め

て具体化するものであることに加えて、債権者〔注：ニデック〕において損害を回避又は軽減することが可能であるから、相当性に欠けるところはない」と明示的に述べられており、本新株予約権無償割当てが「ニデックに損害を生じさせるおそれがあり」等々の記載は明らかに正確性を欠いておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、ご留意頂けますと幸いです。

3. 今後の見通し

当社は、2025年4月10日付け「第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保すべきことに鑑みたニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」で既に公表していたとおり、競合提案に係る初期的な意向表明書を提出した第三者との間で、競合提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書の受領に向けて、鋭意、それら第三者によるデュー・ディリジェンスへの対応及び協議等を行っていますが、引き続き、競合提案の最終化その他の当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に向けた取り組みを進めておりますので、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当ての中止に伴い、本新株予約権に関する新株予約権証券の募集に係る有価証券通知書を取り下げます。また、2025年6月10日に予定しておりました本新株予約権の無償割当てに関する基準日公告は行わず、同月に開催予定の当社定時株主総会には、本対抗措置の発動について株主の皆様の意思を確認する議案を付議いたしませんので、ここに併せてお知らせいたします。

以上